

マルナカ伏石店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ伏石店 高松市伏石町字鹿腹1614番1ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
変更後 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時40分から午後9時20分まで
変更後 午前8時40分から午後11時20分まで
- (4) 変更年月日
平成19年2月21日

2 届出年月日

平成18年12月21日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
- (2) 縦覧期間
平成19年1月5日（金曜日）から同年5月7日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成19年5月7日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 記載すべき項目
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
- (2) 提出先
郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ